

平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 エ イ ジ ア  
(コード番号: 2352 東証マザーズ)  
本 社 所 在 地 : 東 京 都 品 川 区 西 五 反 田 七 丁 目 21 番 1 号  
代 表 者 : 代 表 取 締 役 美 濃 和 男  
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 中 西 康 治  
TEL ( 03 ) 6672 -6788 ( 代 表 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 23 日開催予定の第 16 回定時株主総会に、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条(単元未満株式についての権利)を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

なお、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)、第 7 条(単元株式数)につきましては、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 23 年 2 月 15 日開催の取締役会において、平成 23 年 4 月 1 日を効力発生日として、発行可能株式総数を 46,260 株から 9,252,000 株に変更し、単元株制度を採用して 1 単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。

#### 2. 変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
(新 設)	(単元未満株式についての権利) 第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利</u>
第 8 条 ~ 第 45 条 (条文省略)	第 9 条 ~ 第 46 条 (現行どおり)

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)  
定款変更の効力発生日(予定)

平成 23 年 6 月 23 日  
平成 23 年 6 月 23 日

以 上